

Ⅹ 新型コロナウイルス感染症

4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

〈内容〉

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、発熱・呼吸器症状等を伴うウイルス感染症である。令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において初めて確認され、世界保健機関（WHO）は、令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言。その後、世界的な感染拡大の状況や重症度等から、令和2年3月11日に新型コロナウイルス感染症の流行をパンデミックと表明した。

国においては、令和2年1月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部の設置を閣議決定。令和2年2月1日には新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症に指定し、令和2年3月14日、特措法の適用対象に新型コロナウイルス感染症を暫定的に追加する内容の、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法を施行した。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、令和2年3月31日現在でも世界的に増加が続いており、今後も長期的に対策を継続していく必要があると推測される。佐倉市としても、佐倉市危機事案対処計画に基づき、佐倉市健康危機事案対策本部を立ち上げ、情報共有、市民への正確で迅速な情報の提供、医療機関との連携、公共施設の利用制限など、感染症予防対策を継続して、また、随時拡充させながら取り組んでいる。

① 主な対応経過

佐倉市の対応	国・千葉県等の対応
<p>●令和2年1月16日 佐倉市危機事案情報報告書を健康増進課より危機管理室へ提出。</p> <p>●令和2年1月21日 佐倉市八街市酒々井町商貿組合警防課と、市内で新型コロナウイルス患者発生があった場合の連絡体制について確認。</p>	<p>●令和2年1月15日 日本国内で初の感染者確認。（武漢市から帰国した神奈川県在住の中国人男性。国内1例目）</p> <p>●令和2年1月20日 厚生労働省、空港等の検疫ブースにて武漢市からの帰国者・入国者に対するサーモグラフィー等を用いての発熱等症状の確認・健康状態の把握を実施。</p> <p>●令和2年1月23日 千葉県、「千葉県健康危機管理基本指針」に基づく「千葉県健康危機管理対策本部」を設置。</p> <p>●令和2年1月24日 外務省、中国・湖北省（武漢市含む）をレベル3の渡航中止勧告に引き上げ。 千葉県より、医療機関宛に「新型コロナウイルス肺炎に係る対応について」文書で対応依頼あり。また、宿泊施設の管理者宛に「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応について」文書で対応依頼あり。</p>

<p>●令和2年1月27日 千葉県主催「新型コロナウイルスに関する市町村説明会」に出席。</p> <p>●令和2年1月28日 ホームページで新型コロナウイルスの情報を掲載。</p> <p>●令和2年1月29日 部長会議にて新型コロナウイルス感染症への対応について報告を行う。</p> <p>●令和2年1月30日 危機管理室により「佐倉市危機事案対処計画」により危機レベル1（注意体制）に決定。 ホームページで新型コロナウイルスの最新情報を更新。厚労省の相談窓口を掲載。（この後も随時、最新情報を更新。）</p> <p>●令和2年2月3日 「佐倉市危機事案対処計画に基づく対応実施職員連絡会」を開催。市民へ咳エチケット・手洗い等の感染防止の啓発を決定。 ケーブルテレビにて注意喚起を行う。（～9日）</p>	<p>●令和2年1月27日 千葉県、「新型コロナウイルスに関する市町村説明会」を開催。</p> <p>●令和2年1月28日 日本人初の感染者確認。（奈良県の男性、渡航歴無し。国内6例目） 厚生労働省、新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）を設置。 新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」及び「検疫感染症」に追加指定。</p> <p>●令和2年1月29日 武漢から第一便のチャーター機が帰国者を乗せ到着する。</p> <p>●令和2年1月30日 内閣官房、「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置を閣議決定。 ※（この対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置されるものではない。新型インフル特措法は、「新型インフルエンザ」や「新感染症」に適用されるが、新型コロナウイルスはそのどちらにも該当せず、特措法の適用対象とはなっていない。従って、都道府県において対策本部を設置するか否かは自治体の判断に委ねられる。） 千葉県より、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「新型インフルエンザ等対策本部」の設置予定はないと連絡あり。「千葉県健康危機管理基本指針」に基づき設置された「千葉県健康危機管理対策本部」で対応するとした。 厚生労働省、「新型コロナウイルスに関するQ&A」を発表。また、初の無症状病原体保有者の確認が発表された。 世界保健機構（WHO）は、武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると発表。</p> <p>●令和2年1月31日 厚生労働省、「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応」について発表。 千葉県内発生1例目 20代、女性。</p> <p>●令和2年2月1日 新型コロナウイルスによる肺炎等を感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法上の「検疫感染症」に指定する政令が施行。 厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制」について発表。 中国湖北省へ渡航歴のある外国人の入国拒否。</p> <p>●令和2年2月3日 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」が横浜港に寄港する。</p> <p>●令和2年2月5日 印旛保健所主催「新型コロナウイルス感染症対策会議」が開催される。</p>
--	--

<p>●令和2年2月5日 印旛保健所主催「新型コロナウイルス感染症対策会議」に出席。</p> <p>●令和2年2月10日（～16日） ケーブルテレビにて注意喚起を行う。</p> <p>●令和2年2月13日 定期回覧において啓発チラシを全戸回覧。</p> <p>●令和2年2月15日 「こうほう佐倉」で、新型コロナウイルス感染予防の注意喚起を行う。</p> <p>●令和2年2月17日（～23日） ケーブルテレビにて注意喚起を行う。</p> <p>●令和2年2月18日 「佐倉市危機事案対処計画に基づく対処実施職員連絡会②」を開催。危機レベル2の警戒体制に引き上げた。</p> <p>●令和2年2月19日 「佐倉市危機事案対処計画に基づく対処実施職員連絡会③」を開催。市の主催事業について取りまとめる。</p> <p>●令和2年2月26日 「佐倉市危機事案対処計画に基づく対処実施職員連絡会④」を開催。イベント開催方針を決定。施設キャンセル扱いについて情報共有。</p> <p>●令和2月27日 佐倉市社会福祉施設協議会を通じて、福祉施設へマスク約3万枚を提供。</p> <p>●令和2年2月28日 「佐倉市危機事案対処計画に基づく対処実施職員連絡会⑤」を開催。「危機レベル3非常体制」とする。「健康危機事案対策本部」を設置する。本会議を「佐倉市健康危機事案対策会議①」とする。小中学校は、3/4より休校とする。保育園、学童保育所、放課後児童デイ、児童発達支援施設は開所する。</p>	<p>●令和2年3月11日 WHO、新型コロナウイルス感染症の名称を「COVID-19」と決定。</p> <p>●令和2年3月13日 国内で初の死者。（神奈川県、80代女性。）</p> <p>●令和2年3月15日 和歌山で国内初の院内感染。</p> <p>●令和2年2月16日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第1回）開催。</p> <p>●令和2年2月17日 政府専門家会議で、感染拡大を防ぐため「不要不急の外出を控えて」との報道が出される。</p> <p>●令和2年2月18日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が公表される。</p> <p>●令和2年2月19日 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から陰性の乗客の下船開始。</p> <p>●令和2年2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発表される。 厚労省に「クラスター対策班」設置。</p> <p>●令和2年2月26日 首相より「大規模なスポーツ・文化イベントの中止か延期」要請が出る。 印旛保健所が「新型コロナウイルス感染症に係る市町連絡会議」を開催。2/27から患者の居住地を郡市レベルまで公表。1例目から遡って公表される。</p> <p>●令和2年2月27日 首相、全国の小中学校・特別支援学校に休校を要請。（期間は3/2から3/31の間。）</p>
---	--

<p>●令和2年3月1日 「こうほう佐倉」で、新型コロナウイルス感染予防の注意喚起を行う。</p> <p>●令和2年3月2日 「佐倉市健康危機事案対策本部会議②」を行う。体育館、図書館等の市施設を3/5～3/15まで休館とする。 市議会で行政報告(一般質問初日)。</p> <p>●令和2年3月3日 音楽ホール・美術館等を追加で3/5～3/15まで休館すると決定。また、草ぶえシェアハウスは、3/15まで受付不可とする。</p> <p>●令和2年3月6日 「佐倉市健康危機事案対策本部会議③」を行う。3/16からの施設休館の延長について検討。</p> <p>●令和2年3月9日 「佐倉よみうり」で市内公共施設の休館情報の号外を出す。</p> <p>●令和2年3月11日 HPに新型コロナウイルス感染症について市長メッセージを掲載。 「佐倉市健康危機事案対策本部会議④」を行う。3/15までとじていた公共施設の休館を3/31までに延長する。4月からの行事・イベント・施設休館について検討。</p> <p>●令和2年3月15日 「こうほう佐倉」による注意喚起を行う。</p> <p>●令和2年3月18日 「佐倉市健康危機事案対策本部会議⑤」を行う。図書館や公民館に関して、感染リスクの高いものは開放しないと決定。</p>	<p>●令和2年3月1日 厚生労働省が「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策(サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制の移行)」について通知。 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」全ての乗員下船。</p> <p>●令和2年3月2日 小中学校の休校開始。</p> <p>●令和2年3月6日 PCR検査の公的医療保険適用開始。</p> <p>●令和2年3月9日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解が発表される。「爆発的な拡大には進んでいない、一定程度、持ちこたえている。」</p> <p>●令和2年3月10日 安倍総理報道「2週間程度の大規模なイベント等を今後10日間延長する自粛要請」が出される。(3/20まで。)</p> <p>●令和2年3月11日 WHOが新型コロナウイルス感染症の「パンデミック」を表明。各国に対し対策の強化を呼びかける。</p> <p>●令和2年3月13日 厚生労働省が「医療機関向けマスクの医療機関等への配布」について通知。 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。</p> <p>●令和2年3月14日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行。 ※特措法の適用対象に新型コロナウイルス感染症を暫定的に追加する内容。新型コロナウイルスに対しては2年間の時限立法。</p> <p>●令和2年3月15日 政令でマスクの転売禁止に。</p> <p>●令和2年3月17日 厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症患者の自宅での安静・療養」について通知。</p>
--	--

<p>●令和2年3月23日 「佐倉市健康危機事案対策本部会議⑥」を行う。医師会、歯科医師会へマスクを提供した。</p> <p>●令和2年3月24日 議会最終日に新型コロナウイルス感染症対策についての行政報告。</p> <p>●令和2年3月27日 市長による動画配信で、4/1以降の市の基本方針の周知、注意喚起を行う。</p> <p>●令和2年3月28日 佐倉市内で1例目の感染者が発生。30代男性、会社員、海外渡航歴なし、感染経路不明。ホームページ等にて情報提供を行う。(以降、市内感染者について随時ホームページ等での情報提供を行う。)</p> <p>●令和2年3月29日 市内で2例目となる感染者が発生。30代男性、アルバイト、海外渡航歴なし、感染経路不明。</p> <p>●令和2年3月30日 「佐倉市健康危機事案対策本部会議⑦」を行う。4/1以降の閉館施設について、屋内施設は継続して当面の間休館を延長する。</p> <p>●令和2年3月31日 市長から、感染者へのお見舞いと4/1以降の市の基本方針の変更について、動画配信を行う。</p>	<p>●令和2年3月19日 総務省が地方公共団体に対し、公共料金の支払い猶予を要請。</p> <p>●令和2年3月23日 内閣官房に「新型コロナウイルス感染症対策推進室」が設置される。</p> <p>●令和2年3月24日 文部科学省が「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を発表。オリンピック・パラリンピックの延期が発表される。</p> <p>●令和2年3月25日 東京都知事、週末の外出自粛を要請。</p> <p>●令和2年3月26日 新型コロナウイルス感染症に関する1都4県知事共同メッセージが発表される。 東京都が都民へ土曜・日曜日の不用不急の行動自粛を要請。千葉・神奈川・埼玉・茨城県等が東京都へ不用不急の移動自粛を要請。</p> <p>●令和2年3月27日 新年度予算成立。102兆6580億円(過去最大。)</p> <p>●令和2年3月28日(土) 千葉県内で初の死者。 県内の障害者施設で57人感染。</p>
--	---

② 広報

広報さくら掲載3回、ケーブルテレビでの注意喚起3回、市長メッセージ1回、市長による動画メッセージ2回、佐倉よみうり1回、チラシの全戸回覧1回、随時ホームページに最新情報を公開。

③ 学校等の臨時休業等

市内小中学校を令和2年3月4日(水)から臨時休校。保育園、学童保育所、放課後児童デイ、児童発達支援施設は開所。

